本年度社労士試験合格者体験記 (3)

本誌11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も、再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK！　受講生募集中

愛知県下各労働基準協会主催　**社会保険労務士試験受験対策総合講座**　問合先 ☎052-961-1666（名北･総合受付）

心が折れそうになりましたが諦めず5年目に合格

浅野麻以さん

未経験から学習を始め、資格学校と労働基準協会講座とを併用し5年目で合格しました。

初テストでは下位5％でしたが、2年目の模試では合格可能レベルに達しました。しかし本試験2・3・4年目は択一科目基準点マイナス1点での不合格が3年続き、心が折れそうになりました。諦めずに続け5年目に合格しました。

合格後社労士となったばかりの今も労働基準協会の方々に助けて頂いています。講座卒業生の合格後サポートとして、先生方に実務相談に乗って頂き、実務講習会を無料で受講させて頂いています。労働基準協会で学んで本当によかったです。

基準協会では各科目担当制で、実務専門家である先生方からの講義を受けられ、基本知識の確認、苦手分野の把握に役立ちました。

基準協会の皆様、本当にありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

★ 受講生は家族です ★

♪ 楽しく分かりやすく、最後まで学習が続く講座 ♪

社会保険労務士試験受験対策総合講座

チャレンジ国家資格！
全土日曜日13日間集中講座
対面受講・DVD受講に対応
必要な科目のみの受講可
同一科目の複数回受講可

･･･ 勉強のスタートはいつでもOK ･･･

- 全年齢の社会人が対象
- 実務経験豊富な充実の講師陣
- わかりやすいスライド多用

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。
お問合せは、当協会総合受付まで
（☎052－961－1666）

社労士講座　**年金基礎講座**

令和８年３月７日㈯ ９時～17時
受講料　5750円（DVD受講可）

本講座のみのご利用可。
難しい年金の基礎知識をわかりやすい事例で学びます

労働○×クイズ　⑬④　答えと解説

答え　×

解説　「育児休業の期間が1か月以下の場合」は、その月の標準賞与額に係る保険料は免除されない。

（法81条の2第1項　令和7年厚生年金保険法　問9　肢A）